

第3章 どのように地域福祉を推進していくのか

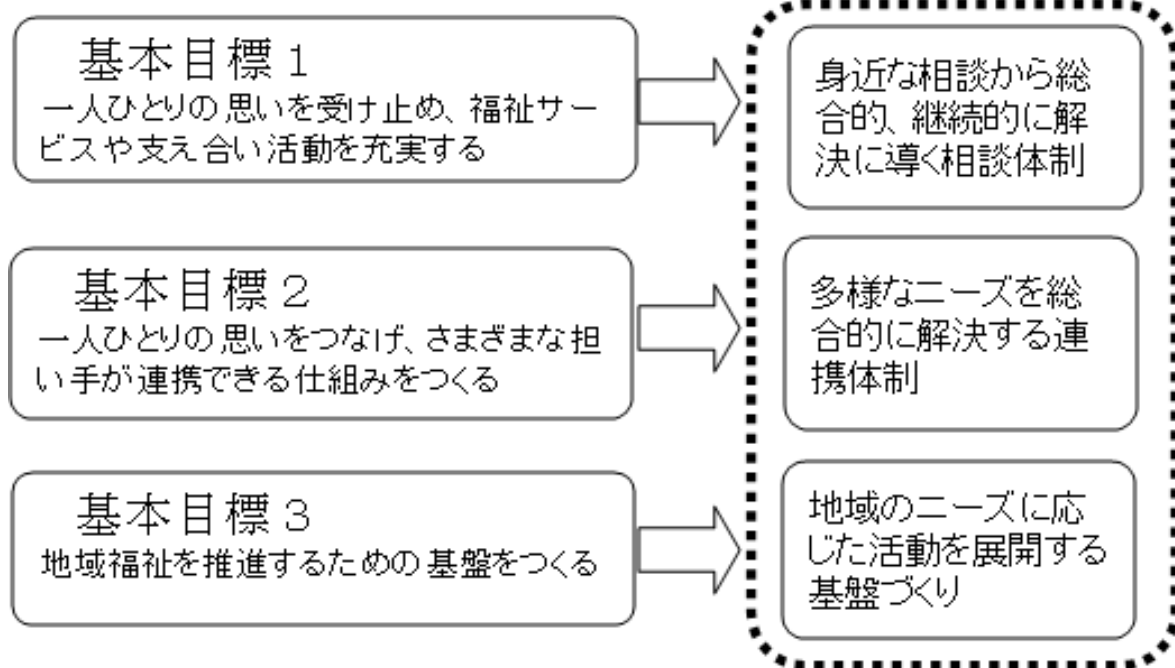
1 第二次計画で目指す仕組み

どんなニーズも解決につながる仕組みづくり

幅の広い地域福祉課題の中には既存の制度やサービスだけでは対応できないものが多く、対象や内容も予想することは困難です。このようなニーズに対応するには方法や課題を予め限定せずに「どんなニーズにも対応できる」仕組みをつくっておくことが必要です。そこで、第二次計画では「どんなニーズも解決につながる仕組み」をつくっていくことを目指します。

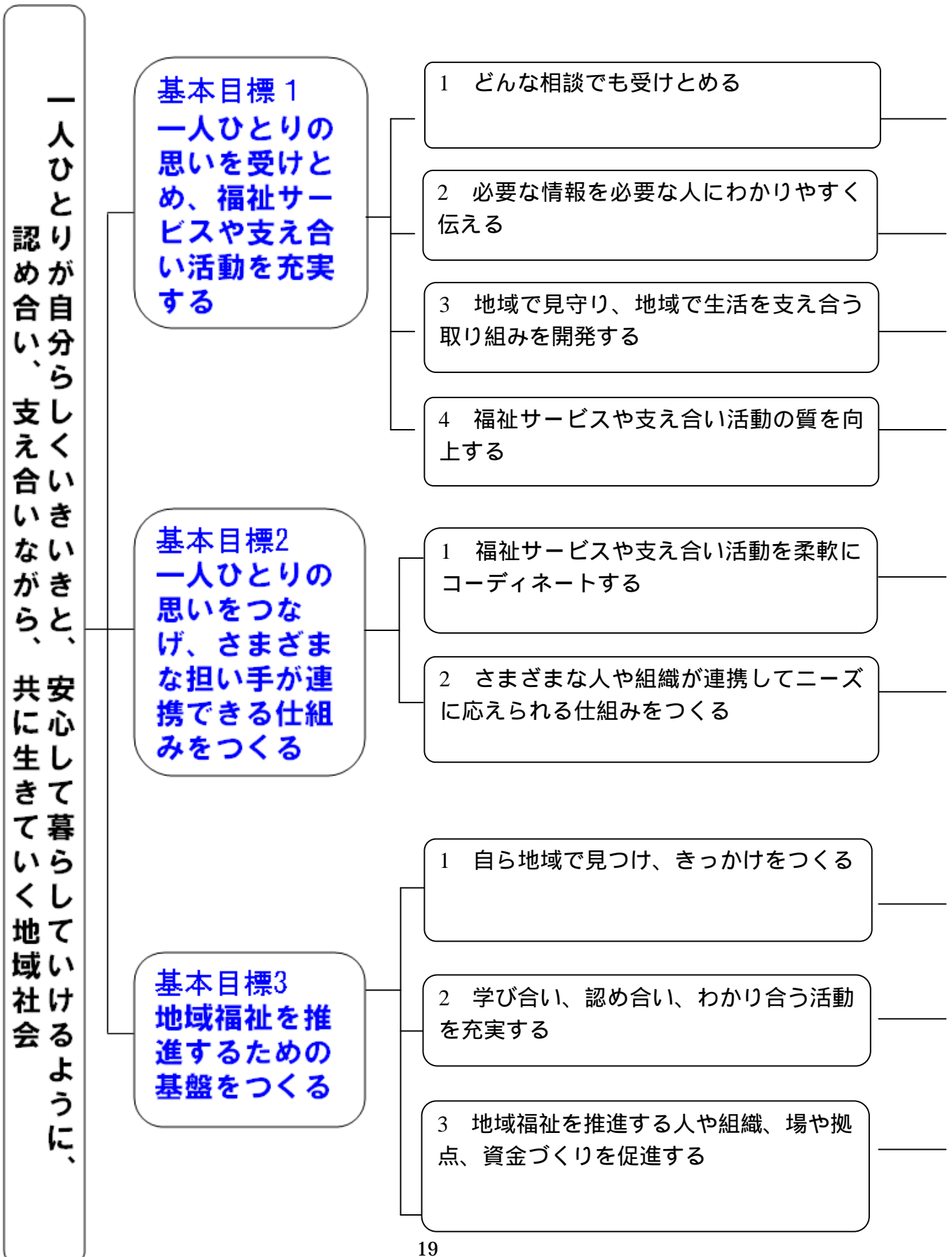
【基本目標】

【仕組み】



2 取り組みの方向

3つの基本目標に向けて取り組みを展開していきます。



- (1)身近な窓口である「地域福祉よろず相談」の定着
- (2)「地域福祉よろず相談」を担う組織・人材の育成
- (3)総合相談体制の整備
- (4)利用しやすい相談窓口づくりの推進
- (5)「地域福祉よろず相談」のバックアップ体制の構築

- (1)地域福祉情報の収集・提供システムの整備
- (2)災害時要援護者情報の共有
- (3)情報共有機会の充実
- (4)必要な情報を伝え合う取り組みの推進

- (1)課題やニーズに応じた地区の支え合い活動の開発・推進
- (2)地域福祉の取り組みに合わせた福祉サービスの提供

- (1)福祉サービス・支え合い活動に対する評価・提言の推進
- (2)福祉サービス従事者・支え合い活動の担い手の研修・ケアの推進
- (3)安心して福祉サービスが利用できる制度の活用促進

- (1)地域に密着したコミュニティワーク体制の整備
- (2)地域福祉ワーカーの支援体制の充実

- (1)地区内の連携協働体制の充実
- (2)地区を越えた連携協働体制の充実
- (3)市役所内部の連携協働体制の充実
- (4)総合的に支援する機能の充実

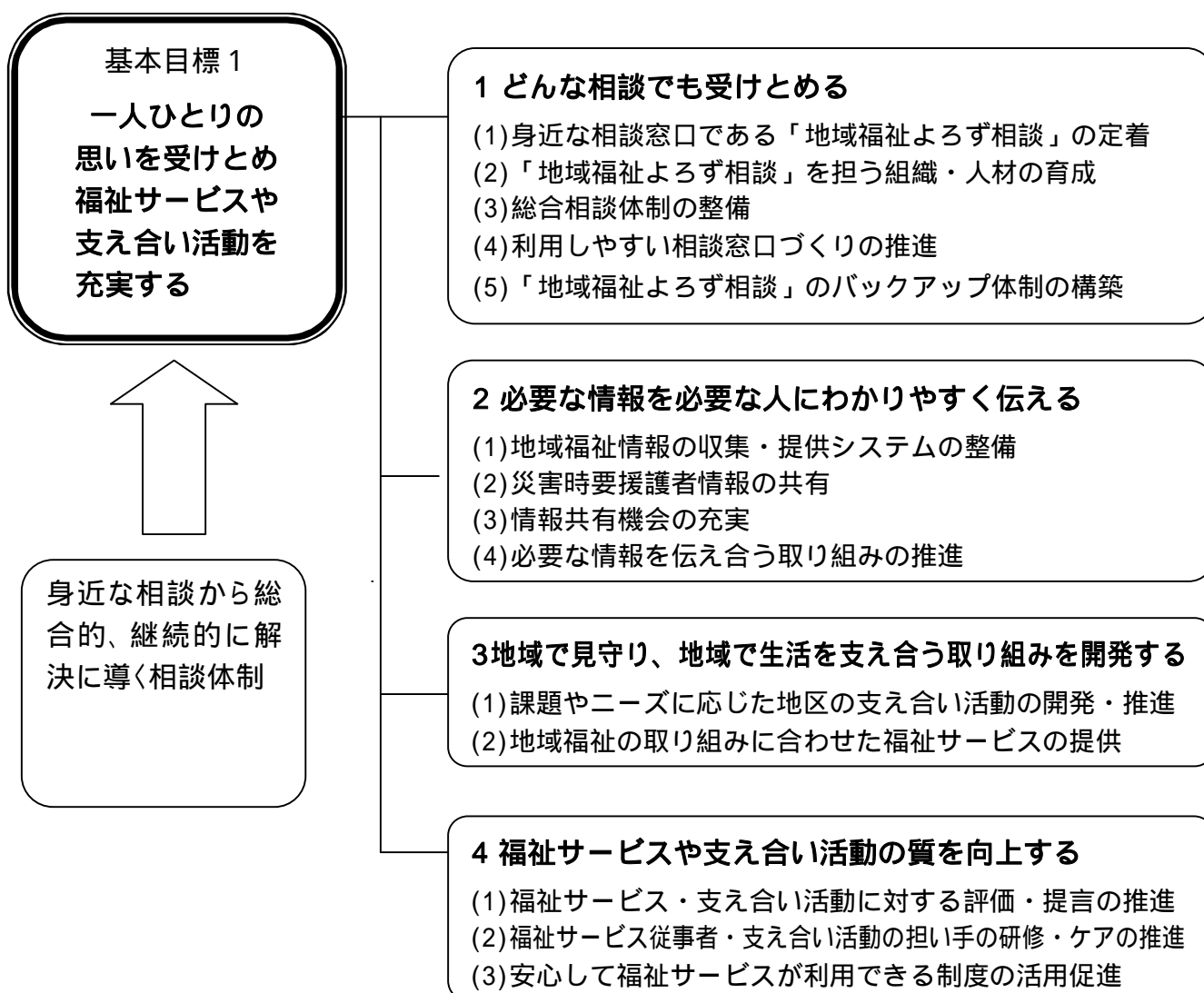
- (1)地域の課題やニーズを発見する取り組みの推進
- (2)地区地域福祉活動計画づくりの推進
- (3)地区地域福祉活動計画を進行管理・評価する取り組みの推進
- (4)要援護者を把握する取り組みの推進

- (1)福祉意識・人権意識を高める取り組みの充実
- (2)支え合う意識を高める取り組みの推進

- (1)地域福祉を推進する組織の育成
- (2)地域福祉を推進する人材の育成
- (3)地域福祉推進拠点の整備
- (4)地域福祉を推進する資金確保の促進

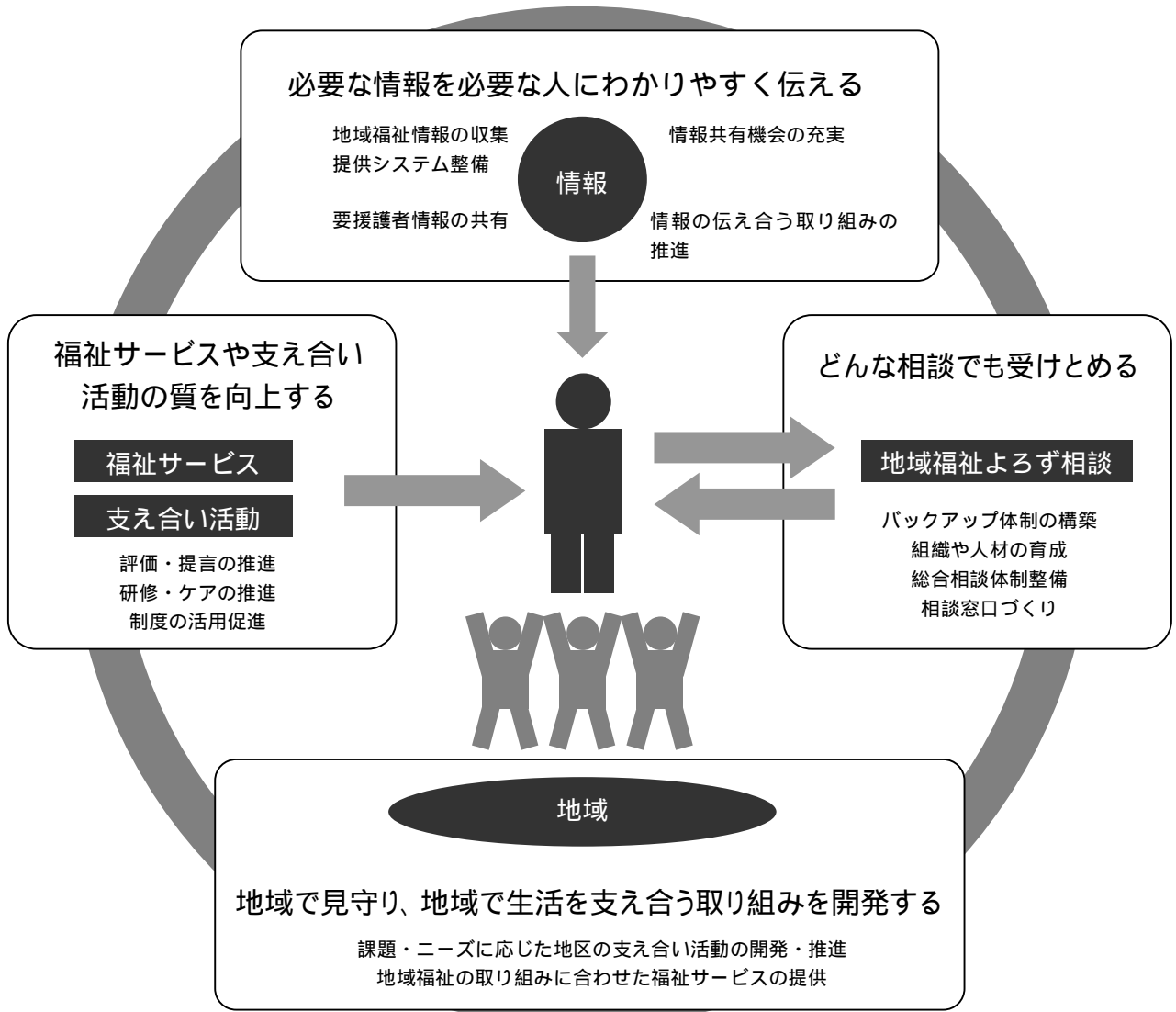
基本目標 1 一人ひとりの思いを受けとめ、福祉サービスや支え合い活動を充実する

大切な視点		
<p>さまざまなニーズに応え、解決に向けてともに連携する仕組みをつくるためには、身近な相談から専門性の高いものまで、総合的あるいは継続的に行われる相談体制が必要です。基本目標1では、第一次計画で設置した「地域福祉よろず相談」を支援する方策として、「地域福祉よろず相談」において解決できないニーズについても対応できる体制を構築していくことを大切な視点としました。</p>		
指標項目	現状値（H21）	目標値（H27）
地域福祉よろず相談の利用件数	1,824件	3,200件
災害時要援護者避難支援計画の策定地区数	4地区	32地区



展開のイメージ図

一人ひとりの思いを受けとめ福祉サービスや支え合い活動を充実する



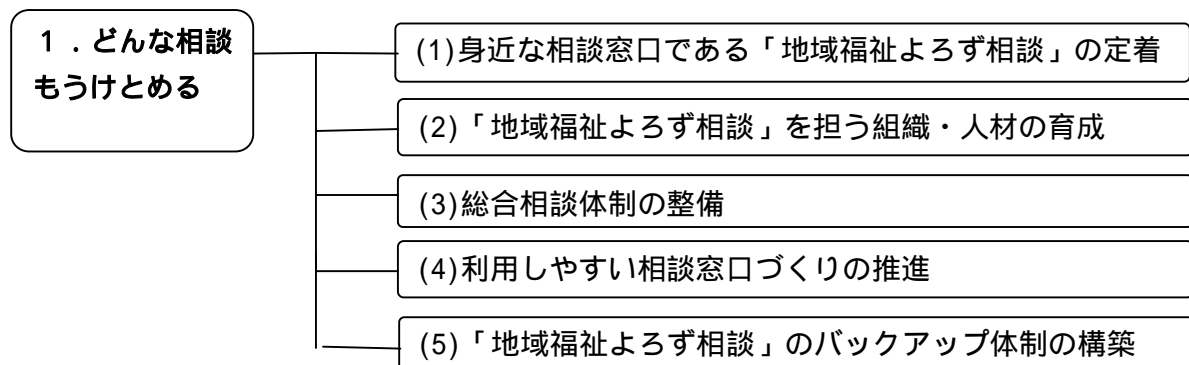
1 どんな相談でも受けとめる

住民の多様な課題やニーズを受けとめ合うには、身近な地域でも相談ができ、総合的・継続的に解決に導く体制を整えることが大切です。

現在の取り組み状況とその課題

- 市や福祉関係機関では、高齢者や障害者、児童など対象別の専門相談窓口や相談員を配置し、不安や悩みを解消したり問題の解決につなげています。しかし、専門相談窓口が対象や内容により分かれているため、相談者にとっては、どこの窓口に相談していいのかわかりにくいことがあります。
- 市社会福祉協議会では、「きぼう相談」、「総合相談」、ボランティアによる傾聴電話などを実施し、多種多様な相談を受けとめています。
- 一部の地域では、身近な相談に応じる「地域福祉よろず相談」が取り組まれてきていますが、地域福祉ワーカーの福祉に関する専門資格や知識を得る研修の機会が少ないことや、専門相談機関との連携が十分にできていないなどの課題があります。

これからの取り組み方向



(1) 身近な相談窓口である「地域福祉よろず相談」の定着

住民*の身近な相談窓口として「地域福祉よろず相談」を設置するとともに、定着するよう推進します。

*住民

第3章の取り組みの方向で用いる「住民」の語は、単に個人としての「住民」だけでなく、企業や団体なども含めた語として用います。また、さまざまな活動を行うに当たっては、地区住民自治協議会など、各種地区団体との関わりの中で取り組むことも必要であることを前提とします。

項目	内容	担い手
「地域福祉よろず相談」窓口の設置・推進	地区の身近な相談窓口として「地域福祉よろず相談」の場を設ける必要があります。また、「地域福祉よろず相談」の場が住民に利用しやすい相談窓口となるよう工夫が必要です。	住民
「地域福祉よろず相談」への参画・協力	情報提供や出張相談などにより、「地域福祉よろず相談」に参画・協力する必要があります。また、事業者としても身近な相談窓口を開設し、地区の総合相談体制の確立に参画する必要があります。	福祉サービス事業者

(2) 「地域福祉よろず相談」を担う組織・人材の育成

「地域福祉よろず相談」を円滑に実施するために、相談の担い手や聞き手となる組織や人材を養成・育成します。

項目	内容	担い手
「地域福祉よろず相談」の人材確保	民生児童委員や地域の有識者なども相談員として地域福祉ワーカーの相談業務を補助するなど相談の担い手や聞き手となる組織や人材を確保する必要があります。	住民
「地域福祉よろず相談」の人材育成	事業者として持つ専門的な知識や技術を活かし、「地域福祉よろず相談」の人材の育成を支援する必要があります。	福祉サービス事業者
	相談ボランティア、傾聴ボランティアなど、相談の担い手や聞き手を養成することにより、「地域福祉よろず相談」を支援します。	市社会福祉協議会（地域福祉課）
	地域福祉ワーカーだけでなく、多様な相談の担い手が確保できるよう、人材の発掘を行います。	市社会福祉協議会（地域福祉課）
相談員の研修 技術研修	相談員が相談のコーディネートを円滑に行えるよう、コーディネートに関する技術取得の研修を行います。	市社会福祉協議会（地域福祉課）
	「地域福祉よろず相談」の窓口や取り組みを周知し、相談窓口の利用を促進します。 相談の担い手を対象とした研修会の開催等により、相談員に対する研修の取り組みを支援します。	市（厚生課及び市民活動支援課・27支所） 市（厚生課及び関係課）

(3) 総合相談支援体制の整備

多様な課題やニーズを受けとめることができるよう、相談依頼者の家族や生活全体を視野に入れ、総合的に相談支援に応じる体制を整備します。

項目	内容	担い手
総合的な相談支援体制の整備	市社会福祉協議会、社会福祉法人等の福祉サービス事業者等と協力して、高齢、障害（身体・知的・精神）、児童など分野を横断し、総合的に相談に応じて支援につなげる体制を構築します。また、福祉分野以外の相談体制との連携を深めます。	市（厚生課及び関係課）

(4) 利用しやすい相談窓口づくりの推進

相談者の視点に立ち、利用しやすい相談窓口づくりを推進します。

項目	内容	担い手
地区版安心便利帳の作成等	相談者がどの窓口に相談するべきなのか判断できるよう、地区内の相談機関の一覧を掲載した「安心便利帳」の作成など適切な専門相談機関につなげる取り組みが必要です。	住民
相談機会の充実	相談窓口で待つだけでなく、ニーズに応じて出張訪問などを行います。	市（厚生課及び関係課）
情報提供	必要な情報の提供等により、適切な専門相談機関につなげる取り組みを支援します。	市社会福祉協議会（地域福祉課） 福祉サービス事業者
研修の充実	民生・児童委員、主任児童委員、福祉推進員、「地域福祉よろず相談」の担い手などが適切に相談に応じることができるよう、専門性を高める研修の充実を図ります。	市（厚生課） 市社会福祉協議会（地域福祉課）

(5) 「地域福祉よろず相談」バックアップ体制の構築

「地域福祉よろず相談」で解決できない課題を支援する体制を構築します。

項目	内容	担い手
「地域福祉よろず相談」への支援	複雑多様化した困難事例については「きぼう相談」等 で対応します。	市社会福祉協議会（地域福祉課）
	「地域福祉よろず相談」に関する情報を相談業務に従事する職員や福祉サービス事業者へ提供します。 各種専門相談窓口に関する情報を提供します。	市（厚生課及び関係課）

2 必要な情報を必要な人にわかりやすく伝える

住民ニーズが多様化する中で、福祉をはじめ、暮らしに関わるさまざまな分野で新たなサービスがつけられてきています。これらを活用し、安心して暮らしていくためには、必要な情報を適切に伝え合う環境を整えることが大切です。

現在の取り組み状況と課題

市では「広報ながの」や高齢者・障害者福祉施策、子育てに関するガイドブックの発行、長野市ホームページ、市政出前講座などにより、福祉サービスに関する情報を提供しています。また、点訳版の「広報ながの」等の発行をはじめ、「ごみ資源物収集カレンダー」を点字や複数の言語で発行するなど、多様な住民に対する配慮を進めています

市社会福祉協議会では平成12年度より「ボランティア・市民活動情報システム」を稼働し、公的なサービスに加え制度によらないさまざまな福祉サービスの利用や支え合い活動の実施に活用できるため情報の共有化を図っています。

住民はボランティアや支援団体等による広報や新聞の録音テープ作成、民生・児童委員による福祉サービス情報の伝達など、さまざまな立場での活動が行われています。

地域間の情報共有化を図るシステムをどのように構築していくか検討が必要となっています。

近年における近隣関係の希薄化を背景に、「人から人へ伝える」取り組みが行われにくい状況となってきたため、民生・児童委員や福祉推進員の訪問活動等に加え、より重層的な取り組みが必要となっています。

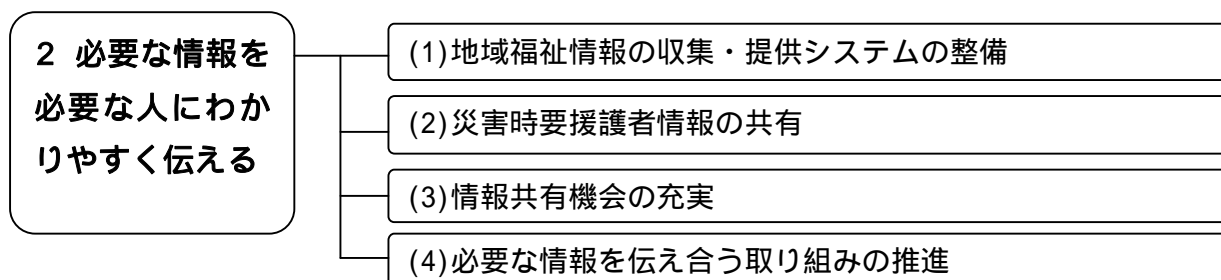
一人ひとりが安心して暮らしていくためには、多様な住民への一層の配慮とともに、情報を提供するだけでなく、受け手側のニーズもくみ取り、活かすことがで

きる双方向型の取り組みも充実していくことが必要になっています。

<災害時に対応できる情報システムの整備>

近年は多くの大規模な災害が発生しており、災害時等の緊急時にも対応できるよう、日頃から民生児童委員等の関係機関との間で必要な情報の共有を図るとともに、日頃から積極的な安否確認や相談、支援を行っていく必要があります。また、個人情報保護に関する意識が高まるなかでも、住民等が安心して支え合い活動を推進できるよう、あらかじめ個人情報の対象や保護範囲を明確にするなどの取り組みが必要となっています。

これからの取り組み方向



(1) 地域福祉情報の収集・提供システムの整備

さまざまな地域福祉の取り組みの情報を共有化するため、地域の支え合い活動などの情報を収集・提供するとともに、受け手側のニーズに合わせ情報をカスタマイズ*する仕組みづくりを推進します。

項目	内容	担い手
地域福祉情報の収集、提供システムの整備	地域の支え合い活動等に関する情報を収集・提供する「ボランティア・市民活動情報システム」を充実し、受け手側のニーズに合わせ情報をカスタマイズする仕組みづくりを推進します。	市社会福祉協議会（地域福祉課）
	情報の提供、経費の補助等により、「ボランティア・市民活動情報システム」の充実を支援します。	市（厚生課）
地区の情報収集・発信	「地域福祉よろず相談」の場に必要情報を集め、地区の情報収集・発信拠点とすることが必要です。	住民

* カスタマイズ

パソコンなどで、使用者の必要に応じてシステムやプログラムの設定や機能に変更を加えることをいう。

地区情報のコーディネート	「地域福祉ワーカー」は、情報の受け手側のニーズに合わせ地域の支え合い活動などの情報をコーディネートする必要があります。	住民
--------------	---	----

(2) 災害時要援護者情報の共有

災害時において要援護者支援を迅速かつ的確に行うために、関係機関との災害時要援護者情報の共有化を図ります。

項目	内容	担い手
災害時要援護者情報の共有	災害時要援護者本人から同意を得た「災害時要援護者台帳」を基に作成した「災害時要援護者リスト」を、受け入れ体制の整った地区から地域防災関係者に提供します。	市（危機管理防災課、厚生課、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課、消防局予防課）

(3) 情報共有機会の充実

地域福祉課題やニーズ、それらに対する支え合い活動の取り組み状況・成果を住民が広く共有できるよう、情報を共有する機会を充実します。

項目	内容	担い手
情報を共有する機会の充実	「地域福祉推進会議*」等を開催し、支え合い活動などに関する情報を共有する機会を設けることが必要です。	住民
	「地域福祉推進会議」「地域福祉推進セミナー*」等への参加・協力等により、情報を共有することが必要です。	福祉サービス事業者
	情報の提供、経費の補助等により、「地域福祉推進会議」等の開催を支援します。	市社会福祉協議会（地域福祉課） 市（厚生課）

* 地域福祉推進会議

住民自治協議会単位に、その地域の支え合い活動に関する情報や必要な活動を話し合う会議。併せて、地域福祉に関して住民の意識醸成を図るもの。

* 地域福祉推進セミナー

全市単位に、その地域の支え合い活動に関する情報や必要な活動を話し合う会議。併せて、地域福祉に関して市民の意識醸成を図るもの。

全市規模で情報を共有する場	「地域福祉推進セミナー」を開催し、各地区の支え合い活動の担い手や、福祉サービス従事者、当事者等多様な住民が集い、情報を共有する場を設けます。	市社会福祉協議会（地域福祉課） 市（厚生課）
---------------	--	---------------------------

（４）必要な情報を伝え合う取り組みの推進

さまざまな住民が必要な情報を交換できるよう、当事者のニーズに応じて情報を伝え合う取り組みを推進します。

項目	内容	担い手
情報を伝え合う活動・グループづくりの推進	手話通訳や言語通訳、要約筆記者等の確保、情報誌づくりなど、必要な情報を伝え合う仕組みの整備や活動グループづくりを進めることが必要です。	住民
	手話通訳や要約筆記者の養成など必要な整備等に支援します。	市（厚生課及び関係課）
地区の情報収集・発信	「地域福祉よろず相談」の場に必要情報を集め、情報を発信することが必要です。	住民
地区情報のコーディネート	「地域福祉ワーカー」は、住民などのニーズに合わせ地域の支え合い活動などの情報をコーディネートすることが必要です。	
情報を伝え、共有する場づくりの推進	各種交流事業（サロン事業、ふれあい会食事業など）等において、必要な情報を伝える場として活用することが必要です。 「小地域福祉懇談会*」等を開催し、区の福祉課題や必要な支え合い活動等について意見を交換する場を設けることが必要です。 「地域福祉推進会議」等を開催し、「小地域福祉懇談会」の成果を踏まえ、地区で情報を共有する場を設けることが必要です。	住民
	「地域福祉推進会議」等の開催に参加・協力することが必要です。	福祉サービス事業者

* 小地域福祉懇談会

区などを単位に、住民が身近な福祉課題等について話し合い、必要な支え合いを考える会議。

	情報の提供、経費の補助等により「地域福祉推進会議」等の開催を支援します。	市社会福祉協議会（地域福祉課） 市（厚生課）
地区の情報拠点づくり支援	地区の情報拠点づくりのため、必要な情報の提供等を行います。	市（厚生課及び関係課） 市社会福祉協議会（地域福祉課） 福祉サービス事業者

3 地域で見守り、地域で生活を支え合う取り組みを開発する

住民一人ひとりが、その人らしく安心して自立生活を送れるようにするためには、公的な福祉サービスとともに、課題やニーズに沿った多様な支え合い活動を充実することが大切です。

現在の取り組み状況とその課題

住民自治協議会等では、高齢者を対象にしたお茶のみサロンをはじめ、介護者やひとり暮らし高齢者などの当事者組織づくり、高齢男性向けの介護や料理教室などを開催しています。

また、協力会員が利用会員に対して移送や家事援助サービスを有償で提供する「地域たすけあい事業」等を実施しています。

このような地区を主体とした事業は、地区の課題やニーズを捉えた重要な支え合い活動といえます。

地区地域福祉活動計画づくりの取り組みがきっかけとなり、地区の課題やニーズに応じた多様な支え合い活動が展開されつつあります。

地域福祉ワーカーが配置された地区では、雪かき等の支え合い活動が展開されたり、ボランティアが組織化されるなど支え合い活動のつながりが生れてきています。

今後は地区のまちづくりの構想ともいえる「まちづくり計画」と地区地域福祉活動計画に位置づけられた支え合い活動を一体的に実施する中で、多様な住民や関係機関等の参加を得て支え合い活動の効果などを検証することが必要です。

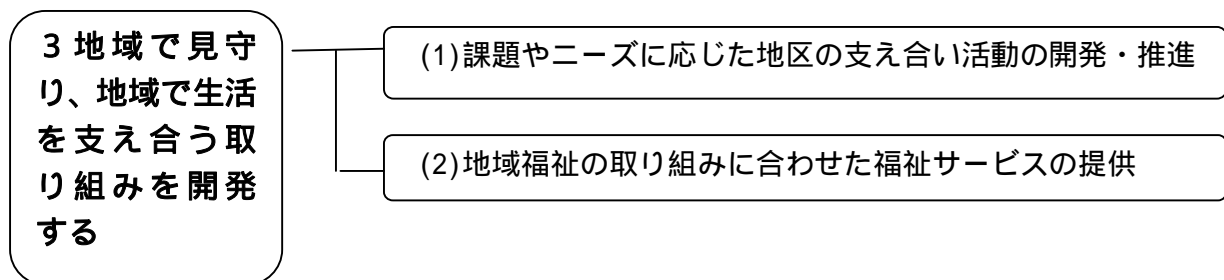
地域にとらわれない取り組みには、点訳や朗読、手話通訳、外出支援など、心身に障害のある住民に対する支援、子どもの虐待防止、いじめや不登校、引きこもりのサポート、外国籍の住民を対象にした日本語教室や健康診断等に加え、音楽や手芸など、趣味を活かした取り組みも大切な活動となっています。

主にボランティアグループやNPO法人により実施される多様な福祉課題やニーズを捉えた支え合いの活動についても地区の取り組みとの接点がより一層広がることも期待されています。

法に基づく福祉サービスは、介護保険制度に典型的に示されるように、従来の行政措置を中心とする仕組みから、利用者が選択した福祉サービス事業者と利用契約を結ぶ仕組みへと大きく転換しています。

市ではさまざまな独自事業を行っていますが、これらの事業は、今後の地域の取り組みに合わせ、より地域に密着したサービスに移行していくことも必要となってきました。

これからの取り組み方向



(1) 課題やニーズに応じた地域の支え合い活動の開発・推進

地域の課題を地域に根ざして解決できるよう、課題やニーズに応じた地域の支え合い活動を開発し推進します。

項目	内容	担い手
地域の資源の活用、開発	コミュニティービジネス*の視点を取り入れて、配食事業、食料品等の日常生活品販売、喫茶型の子育てサロン、地元商店の商品の配達サービスなどとして事業化し、課題やニーズを解決することも考慮に入れ、支え合い活動を開発する必要があります。	住民
	起業支援講座の開催、情報の提供等により、コミュニティービジネスの開発を支援します。	市（厚生課及び市民活動支援課）
	事業者として持つ専門的な知識や技術を活かし支え合い活動を開発するとともに、地区等での支え合い活動の開発を支援することが必要です。	福祉サービス事業者
	先進事例の紹介、必要な資源の提供等により、支え合い活動の開発を支援します。	市（厚生課及び関係課） 市社会福祉協議会（地域福祉課）
地区地域福祉活動計画の活用	地区の課題・ニーズに応じた支え合い活動を計画的に推進するための実施計画として、多様な住民の参加によりつくる地区地域福祉活動計画を策定し、地区のまちづくりの構想ともいえる「まちづくり計画」と一体的に取り組むことが必要です。	住民
	地区地域福祉活動計画づくりに参画することが必要です。	福祉サービス事業者
	策定方法等の情報提供、経費の補助、職員の派遣等により、地区地域福祉活動計画づくりを支援します	市（厚生課及び市民活動支援課・27支所） 市社会福祉協議会（地域福祉課）

* コミュニティービジネス

地域住民等が主体となって、地域の抱える課題をビジネスの手法を活用しつつ、それらを解決していく事業活動。

災害時要援護者避難支援計画づくりの推進	災害時要援護者が安全に、かつ、迅速に避難ができるよう、リストを基に災害時要援護者を個別訪問し、災害時要援護者と相談して、避難支援計画や避難支援マップ等を作成することが必要です。	住民
	策定方法等の情報提供、職員の派遣等により、避難支援計画づくりを支援します。	市（厚生課、市民活動支援課・27支所及び高齢者福祉課） 市社会福祉協議会（地域福祉課）

（２）地域福祉の取り組みに合わせた福祉サービスの提供

地域福祉の取り組みの進捗に合わせ、地域の課題やニーズに応じられる福祉サービスとなるよう、既存制度の見直しを進めます。

項目	内容	
地域密着型の福祉サービスの提供	介護サービスの一体的・複合的な提供、高齢者、障害者、児童すべてを対象とした複合的なデイサービスを地域に根ざして実施するなど、地域密着型の福祉サービスを提供することが必要です。	福祉サービス事業者
	情報提供等により、地域密着型をはじめとする多様な福祉サービスが提供しやすくなるよう支援します。	市（厚生課及び保健福祉部各課）

4	福祉サービスや支え合い活動の質を向上する
---	----------------------

福祉サービスや支え合い活動を安心して利用するためには、サービスや活動の質が確保されるとともに、福祉サービス等の利用を支援する環境を整えることが大切です。

現在の取り組み状況とその課題

福祉サービスの質の向上に関する取り組みについては、福祉サービス事業者自らが苦情解決のための仕組みを取り入れることや、自己評価を行なうことなどに関する規定が、社会福祉法に定められています。

法では、福祉サービスの質の向上のために第一義的に取り組むのは、事業者であるとされており、事業者の責任が従来にも増して大きくなっています。

一方、支え合い活動の質の向上に関する取り組みについては、支え合い活動の提供者の地区諸団体関係者だけでなく、受け手となる住民や社会福祉法人等の福祉サービス事業者の参加が積極的に参加することが必要となっています。

今後も、サービス評価の仕組みを確立していくとともに、担い手の研修・学習の機会等を充実し、質の向上を図っていくことが必要です。

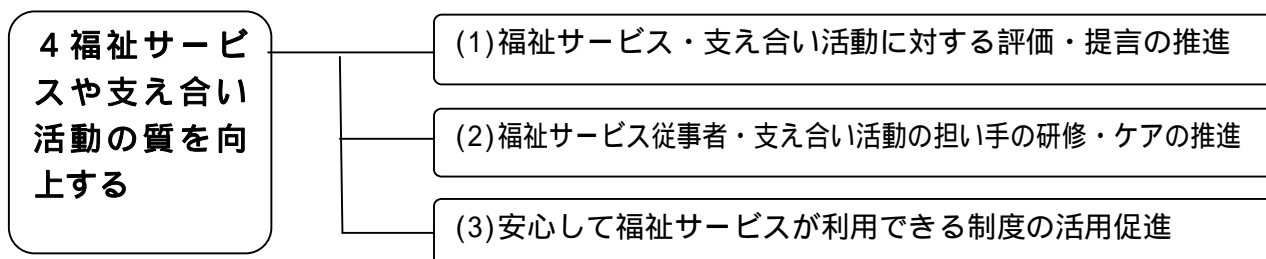
福祉サービスに関する苦情については、市や県の担当課でも受け付けているほか、介護保険施設等には、利用者と事業者の橋渡し役として「介護あんしん相談員」を派遣しています。

福祉サービス利用者の権利を保障するため、苦情に対処する取り組みをさらに充実していく必要があります。

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの中で自分で十分に判断することができない人が、福祉サービスを利用したり日常的な金銭管理ができるよう支援する仕組みとして、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」などがあります。

これらの制度は、まだ広く知られていないため、周知と利用促進を図り、安心して福祉サービスが利用できる環境を整える必要があります。

これからの取り組み方向



(1) 福祉サービス・支え合い活動に対する評価・提言の推進

福祉サービスや支え合い活動の質を高めるため、サービス・活動に対して評価・提言する取り組みを推進します。

項目	内容	担い手
提言・意見交換の場づくり	<p>「地域福祉推進会議」等を開催し、地区の支え合い活動等について意見を交換する場を設けることが必要です。</p> <p>「地域福祉推進セミナー」に参加して、支え合い活動等の推進課題・ニーズの提示、必要施策等について提言・意見交換することが必要です。</p>	住民
	<p>「地域福祉推進会議」等の開催に参加・協力することが必要です。</p> <p>「地域福祉推進セミナー」に参加して、支え合い活動等の推進課題・ニーズの提示、必要施策等について提言・意見交換することが必要です。</p>	福祉サービス事業者
	<p>情報の提供、経費の補助等により「地域福祉推進会議」等の開催を支援します。</p> <p>「地域福祉推進セミナー」を開催し、支え合い活動の担い手や福祉サービス従事者、当事者など多様な住民が集い、地域福祉の取り組みについて意見を交換する場を設けます。</p>	市社会福祉協議会(地域福祉課) 市(厚生課)
評価・情報公開の推進	福祉サービスの自己評価・第三者評価の実施及びその情報公開を推進することが必要です。	福祉サービス事業者
	事業者への働きかけ等により福祉サービス評価の推進を支援します。	市(厚生課及び保健福祉部関係課)
施策への反映	長野市社会福祉審議会の地域福祉専門分科会において、地域福祉施策の評価・見直しを行い、必要に応じて条例や制度を新設するなど、成果を施策に反映します。	市(厚生課)

(2) 福祉サービス従事者、支え合い活動の担い手に対する研修・ケアの推進

福祉サービスや支え合い活動の質を高めるため、サービス従事者や支え合い活動の担い手の研修、ケアを推進します。

項目	内容	担い手
担い手へのケアの推進	研修会や事例検討会を開催するなど、担い手を支えるためのケアを推進することが必要です。	住民
	福祉サービス従事者の研修及び従事者を支えるためのケアを推進することが必要です。	福祉サービス事業者
	心構えや技術の向上、ケアを目的とした研修会等の開催により、支え合い活動の担い手の研修・ケアの取り組みを支援します。	市社会福祉協議会(地域福祉課)
	研修会開催経費の補助等により、支え合い活動の担い手の研修・ケアの取り組みを支援します。 福祉サービス事業者を対象とした研修会の開催等により、従事者の研修・ケアの取り組みを支援します。	市(厚生課及び関係課)

(3) 安心して福祉サービスが利用できる制度の活用促進

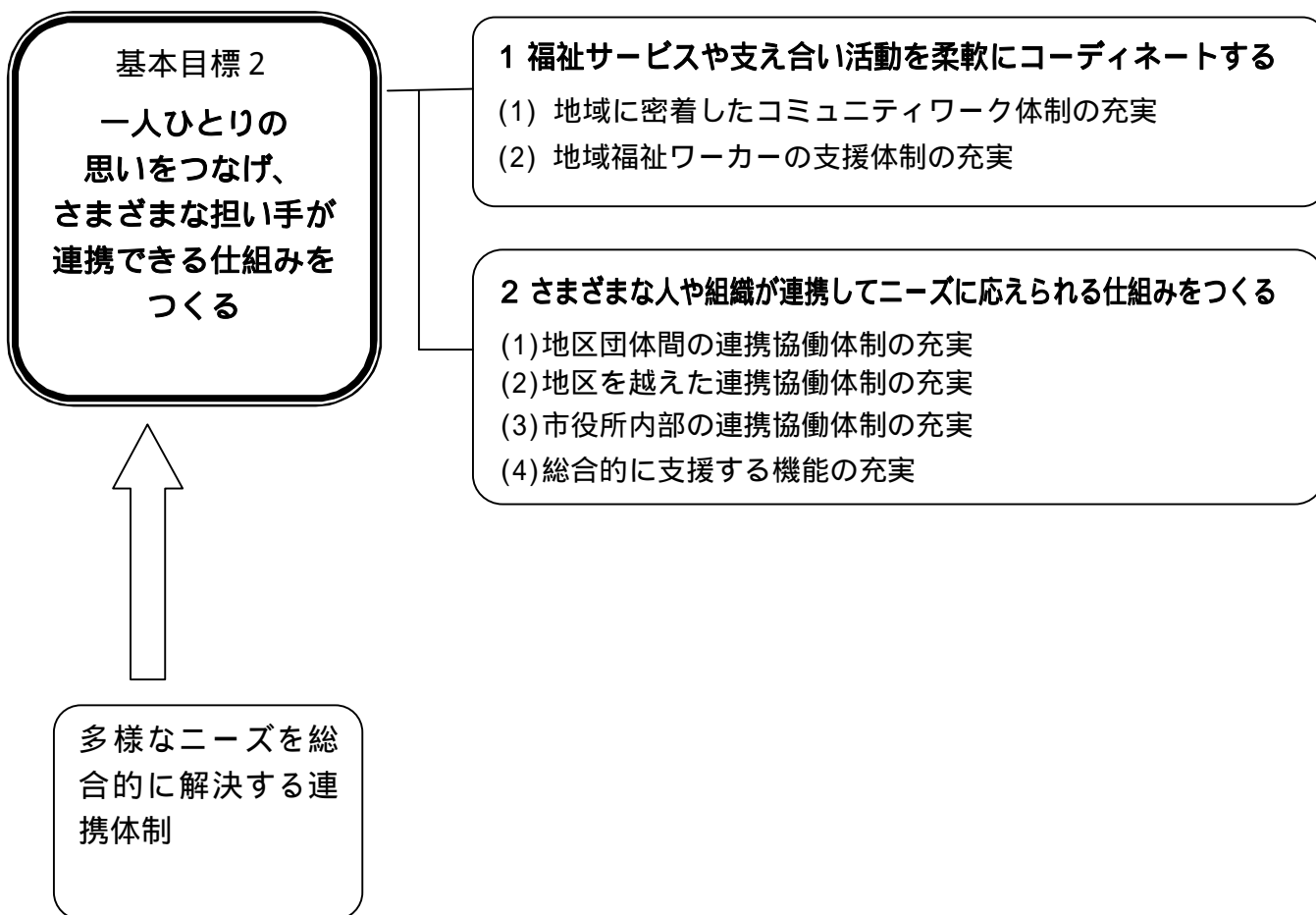
安心して福祉サービスが利用できるよう、福祉サービスの苦情解決制度、福祉サービス利用援助事業等の活用を促進します。

項目	内容	担い手
利用者の声の代弁	必要に応じて福祉サービス利用者の声を代弁し、適切な苦情解決を促進することが必要です。	住民
苦情相談窓口の設置	社会福祉法の規定による苦情相談窓口の設置等により、適切に苦情を解決することが必要です。	福祉サービス事業者
	事業者へ働きかけるとともに、仕組みの周知により、適切な苦情解決を促進します。	市(厚生課及び保健福祉部関係課)
成年後見制度等の利用促進	日常生活自立支援事業、成年後見制度を周知し、両制度の利用を促進します。	市社会福祉協議会(地域福祉課)
	利用に対する支援や後見人へのサポート、担い手の養成等を通じて、成年後見制度の利用を促進します。	市社会福祉協議会(地域福祉課)

	経費の補助等を通じ、成年後見制度の利用を促進します。	市（高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課）
--	----------------------------	-----------------------

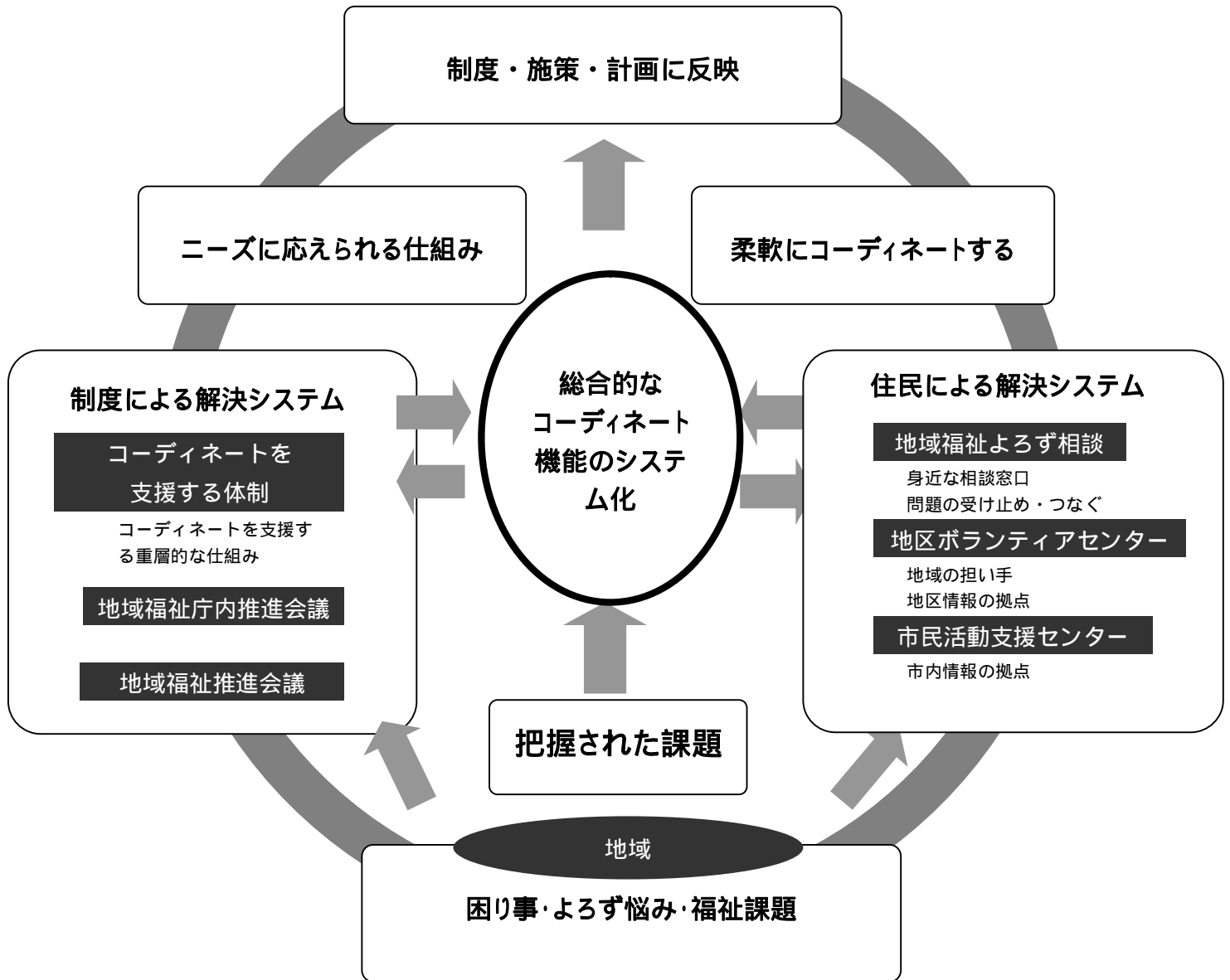
基本目標 2 一人ひとりの思いをつなげ、さまざまな担い手が連携できる仕組みをつくる

大切な視点		
<p>多様なニーズを総合的に解決する連携体制をつくるためには障害や年代で分断しない総合的な相談やコーディネートをする機能が必要です。基本目標 2 では、制度による解決システムと、地域住民による解決システムとが連携・協働できる総合的なコーディネートによる解決システムを構築し、多様なニーズを総合的に解決できる仕組みづくりを大切な視点としました。</p>		
指標項目	現状値 (H21)	目標値 (H27)
地域福祉ワーカーの設置地区数	19 地区	32 地区



展開のイメージ図

一人ひとりの想いをつなげ、さまざまな担い手が連携できるしくみをつくる



1 福祉サービスや支え合い活動を柔軟にコーディネートする

多様な支え合い活動を地域に根ざして活発にするには、地域の課題やニーズを捉え、必要な福祉サービスや支え合い活動を地域に密着してコーディネートできることが大切です。

現在の取り組み状況とその課題

市社会福祉協議会では、ボランティアセンターにコーディネーターを配置しボランティア活動に関わる需給調整やさまざまな講座の開催等に取り組んでいます。住民自治協議会等と連携して実施している「地域たすけあい事業」では、市社会福祉協議会や福祉自動車を持つ地区などに配置されたコーディネーターが事業の調整を行っています。

地区地域福祉活動計画づくりの推進に加え、福祉サービスや支え合い活動を柔軟にコーディネートする「地域福祉ワーカー」が22地区で配置され、地域に根ざした様々な支え合い活動の取り組みを推進しています。

地域福祉ワーカーのもとには、さまざまなニーズが寄せられていますが、地域福祉ワーカーが機能を十分活かすためには支援者・協力者となる人材や組織の理解、連携が必要です。

福祉サービス事業者と、地域福祉ワーカーの連携協力関係が十分構築されていないため、福祉サービス利用者が抱える課題が支え合い活動につながりにくい状況があります。

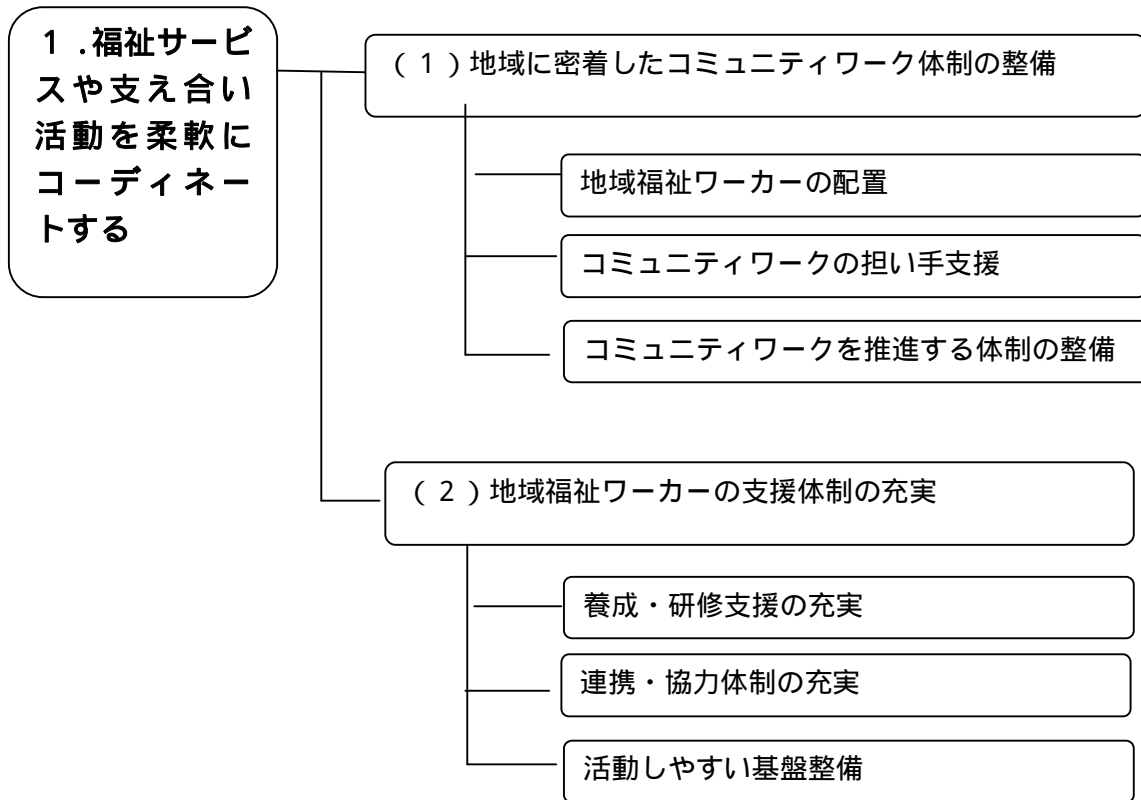
今後地域福祉ワーカーの役割を周知するとともに、地域福祉ワーカーに対する養成や相応の支援体制があれば、多様なニーズを地区の資源につないだり、新たに活動を開発するなど、地域の支え合い活動を活性化することができる状況といえます。

地域に密着したコミュニティワーク*を推進するためには、担い手や活動の相談支援を行う専門職の配置が必要です。

* コミュニティワーク

地域社会が人々の生活に影響を及ぼす点に着目し、多様な生活課題に対応できるよう、同じ地域社会に生活する個人や集団の相互作用を増進させたり、資源、サービス、参加機会をつくるなど、地域社会の力を強める多彩な方法を指す。

これからの取り組み方向



(1) 地域に密着したコミュニティワーク体制の整備

地域の課題を地域住民に促し、地域に密着した様々な支え合い活動ができるためのコミュニティワーク体制を整備します。

項目	内容	担い手
地域福祉ワーカーの配置	地域の課題やニーズを支え合い活動につなぐとともに、課題やニーズに応じた支え合い活動の開発、住民の参加意欲の引き出し、力づけ等をする「地域福祉ワーカー」を配置し、地域に密着したコーディネート体制を整備することが必要です。	住民
	経費の補助、支援体制の整備、「地域福祉ワーカー」の役割の説明等により、「地域福祉ワーカー」の配置を支援します。	市（厚生課及び市民活動支援課・27支所）

<p>コミュニティワークの担い手支援</p>	<p>コミュニティワークの担い手として、「地域福祉ワーカー」等との連携協力関係づくりを推進することが必要です。</p>	<p>福祉サービス事業者 市（厚生課及び関係課） 市社会福祉協議会（地域福祉課）</p>
<p>コミュニティワークを推進する体制の整備</p>	<p>福祉サービスの利用者の課題やニーズを、支え合い活動につなげる取り組みを推進することが必要です。 地域に密着したコミュニティワークを推進するために、支え合い活動の開発や実施等の取り組みに積極的に参画することが必要です。</p>	<p>福祉サービス事業者</p>
	<p>地域に密着したコミュニティワークを推進するための相談や支援を行うコミュニティソーシャルワーカーの役割を担う職員を配置します。 地域たすけあい事業のコーディネーターが把握した課題を支え合い活動につなげることができるよう需給調整体制を充実します。</p>	<p>市社会福祉協議会（地域福祉課）</p>
	<p>各地区に配置された地区活動を支援する職員は、「地域福祉ワーカー」と協力し、支え合い活動等が展開しやすい環境の整備を図ります。</p>	<p>市（厚生課及び都市内分権課・市民活動支援課・27支所）</p>

（２）地域福祉ワーカーの支援体制の充実

地域福祉ワーカーへの支援体制を充実・強化し、活動しやすい体制を整備します。

項目	内容	担い手
<p>地域福祉ワーカーの養成・研修支援の充実</p>	<p>「地域福祉ワーカー」の養成及びケアするための研修・支援体制を充実します。 情報交換や研修の場として「地域福祉ワーカー連絡調整会議」を開催します。</p>	<p>市（厚生課及び関係課） 市社会福祉協議会（地域福祉課）</p>

地域福祉ワーカー間等の連携・協力度体制の充実	「地域福祉ワーカー連絡調整会議」等を開催し、地域福祉ワーカーの横のつながりを深め、連携を図るとともに、福祉サービス事業者などのコミュニティワークの担い手との連携協力関係を構築します。	市社会福祉協議会（地域福祉課） 市（厚生課）
地域福祉ワーカーが活動しやすい基盤整備	住民自治協議会連絡会等の開催や各地区に配置された地区活動支援担当や支所等を通じて、地域福祉ワーカーの活動が展開しやすい環境を整えるため、活動に伴う課題の整理やコンプライアンス等、「地域福祉ワーカー」を側面的に支援します。 広報等を通じて、地域福祉ワーカーの役割や活動について明らかにします。	市（厚生課及び都市内分権課・市民活動支援課・27支所）

2	さまざまな人や組織が連携してニーズに応えられる仕組みをつくる
---	--------------------------------

多様な地域福祉課題に対応するには、行政・関係機関・事業者・NPO・ボランティア、地区団体等が、それぞれの組織が持つ特性を活かし、連携・協働できる体制を整えることが大切です。

現在の取り組み状況とその課題

高齢者の介護予防・生活支援の観点から、民生・児童委員、在宅介護支援センター、福祉事務所職員、保健師、訪問看護師、医師会、歯科医師会などが連携して保健福祉サービスの総合調整を行なうため、ケア会議が設置されています。

心身に障害のある住民の生活を支えていくために、身体・知的・精神の各福祉サービス事業者や当事者、行政が連携する「長野市障害ふくしネット」が設立されています。

児童や高齢者の虐待防止の支援などさまざまな目的で、行政や民間組織などとの連携体制が形成されつつあります。

既存の解決のシステムは課題や対象別に組織されているため複合的な課題や、生活課題に対応する機能が十分ではありません。

制度だけでは解決が困難な複合的な課題に対して、総合的に調整し、連携・協働して解決するためのシステムが構築されていません。

生活の現場で把握される課題の中には、既存の制度等にあてはまらない課題も多

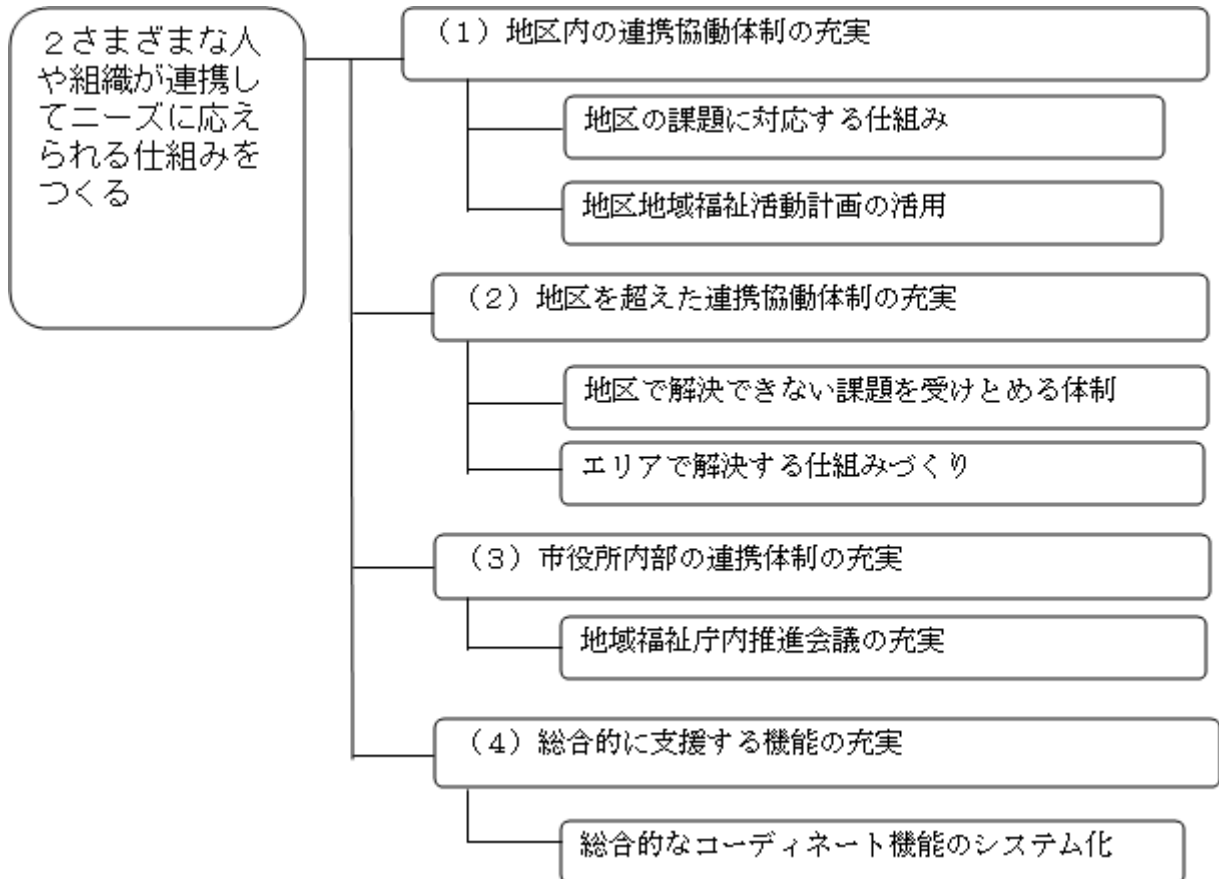
く、解決につながりにくい状況があります。

住民自治協議会では地域住民に密着した課題解決が進められていますが、住民だけでは解決が困難な課題に対して専門職等が支援する体制が必要です。

地域で起きている多様な福祉の課題を解決につなぐためには、公的福祉サービス等により解決に導く体制と住民活動等により解決に導く体制が連携・協働できる体制をつくる必要があります。

公的福祉サービス等により解決に導く体制と住民活動等により解決に導く体制が連携・協働できる機能や、各体制において把握された困難な課題を検討できる機能があれば、多様なニーズを総合的に解決できる仕組みをつくることができます。

これからの取り組み方向



(1) 地区内の連携協働体制の充実

地域福祉課題に柔軟に対応できるよう、地区内の連携関係を強化します。

項目	内容	担い手
地区の課題に対応する仕組みの整備	<p>地域福祉課題に柔軟に対応できるよう、「地域福祉よろず相談」の機能を強化することが必要です。</p> <p>身近な地域福祉課題を隣組や常会単位で柔軟に対応できるよう住民の関係を強化することが必要です。</p> <p>地区の課題が持ち込め、地域の支え合い活動の担い手が連携できる体制を整備することが必要です。</p>	住民
	<p>地区の課題について「話し合う」場に積極的に参加、協力することが必要です。</p> <p>地区の課題解決に向け、連携、協働することが必要です。</p>	福祉サービス事業者
	<p>「地域福祉よろず相談」等で把握された課題が解決につながる連携体制を整備します。</p> <p>地区では解決が困難な地区の課題について、関係機関が連携し支援する体制を整備します。</p>	市（厚生課及び関係課） 市社会福祉協議会（地域福祉課）
	<p>身近な地域福祉課題を隣組や常会単位で柔軟に対応できるよう福祉推進員等の活動を支援します。</p>	市社会福祉協議会（地域福祉課）
地区地域福祉活動計画の活用	<p>地区の課題を「話し合い」解決につなぐ手法として地区地域福祉活動計画の策定過程を活用することが必要です。</p>	住民

（２）地区を越えた連携協働体制の充実

地区の支え合い活動では解決できない課題について、複数地区共同の取り組みにつなげたり、全市的な取り組みにつなげることができるよう、地区を越えた連携協働関係を構築します。

項目	内容	担い手
地区で解決できない課題を受けとめる体制の整備	<p>住民自治協議会をはじめ、関係団体等との連携を深め地区で把握された解決困難な課題が持ち込める体制を整備します。</p>	市社会福祉協議会（地域福祉課）
	<p>地区の活動では解決できない課題を他のボランティア・市民公益活動につなげたり、新たに活動を開発することができるよう、市ボランティアセンター・市民公益</p>	市（市民活動支援課）

	活動センターの機能を充実します。	
地区を超えた課題をエリアで解決する仕組みづくりの研究	<p>地区での解決が困難な課題について、解決に向けて調整を行う機関の役割などを研究します。</p> <p>地域包括支援センター等のエリアを活用し、地区を越えた連携、協働体制を研究します。</p>	<p>市（厚生課及び関係課）</p> <p>市社会福祉協議会（地域福祉課）</p>

（３）市役所内部の連携体制の充実

多様な地域福祉課題の解決に向けて、生活に関わるさまざまな分野の業務を横断的に連携・調整できるよう、市役所内部の連携体制を充実します。

項目	内容	担い手
市役所内部で連携して解決する仕組みの整備	地域の支え合い活動とともにさまざまな地域福祉課題の解決に取り組むため、生活関連分野の関係課により構成される「地域福祉庁内推進会議」において、必要な連携・調整を行ないます。	<p>市（厚生課）</p> <p>市社会福祉協議会（地域福祉課）</p>

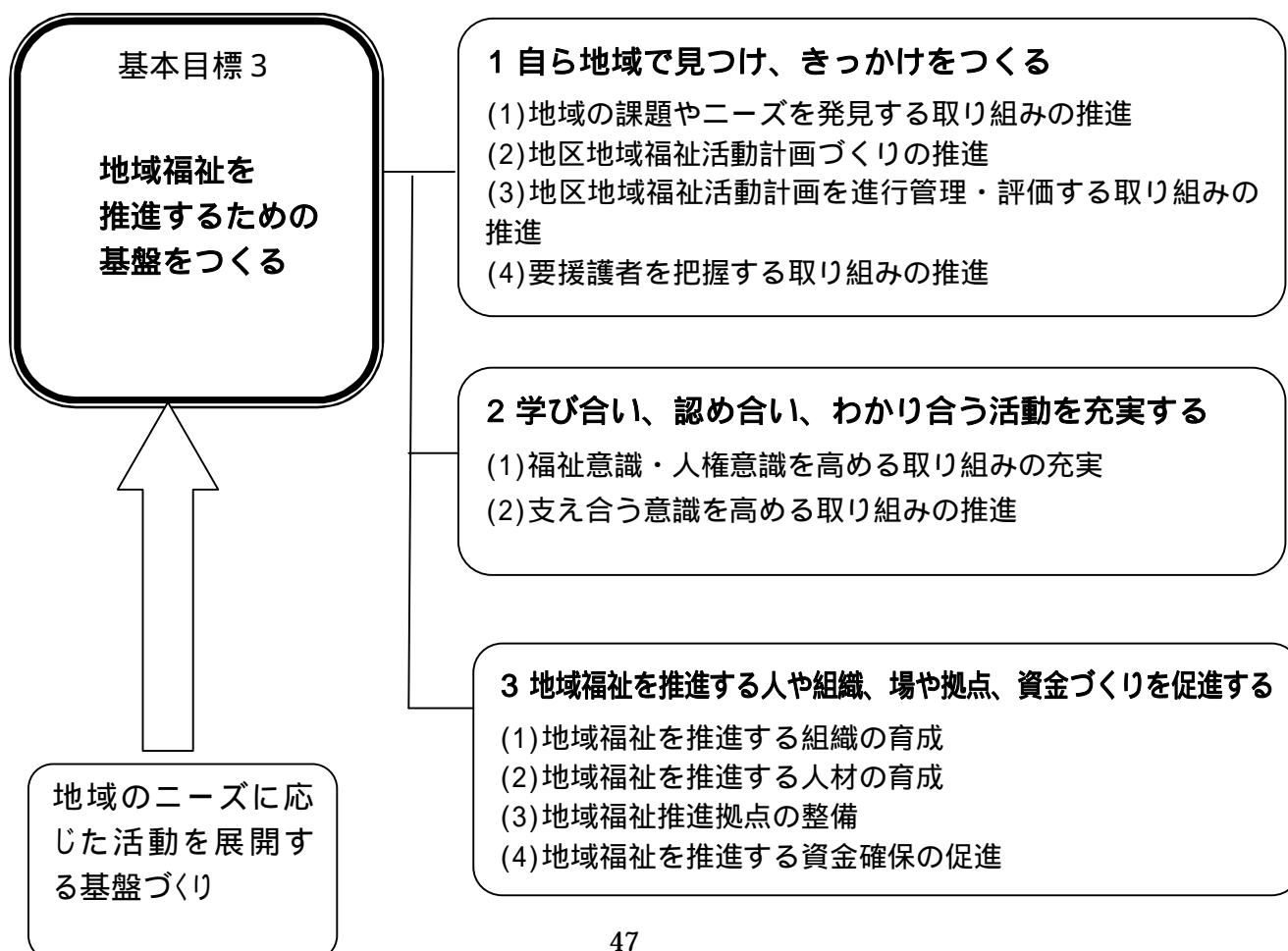
（４）総合的に支援する機能の充実

さまざまな担い手が連携・協働することが必要な地域の課題等を解決につなげるための総合的な調整、支援機能を充実します。

項目	内容	担い手
<p>総合的なコーディネート機能のシステム化</p> <p>・地域に密着した解決システム</p> <p>・専門職を中心にした解決システム</p> <p>・総合的な調整、支援による解決システム</p>	<p>連携・協働が必要な課題を解決できる仕組みとして総合的なコーディネートによる解決システムを整備します。</p> <p>地区内の課題を把握、共有し解決につなぐため地区内のケアに関する課題を持ち込む場として地区ケア会議の体制を整備します。</p> <p>既存のネットワーク会議の役割を明確化するとともに、福祉サービス事業者と相談担当者が連携できる体制を整備します。</p> <p>各解決システムでは解決困難なケースの検討や、関係者の研修・情報交換の場等を設置し総合的なコーディネート機能のシステム化を支援します。</p>	<p>市（厚生課及び関係課）</p> <p>市社会福祉協議会（地域福祉課）</p>
	各システムの検討や調整の場に積極的に参加、協力することが必要です。	<p>住民</p> <p>福祉サービス事業者</p>

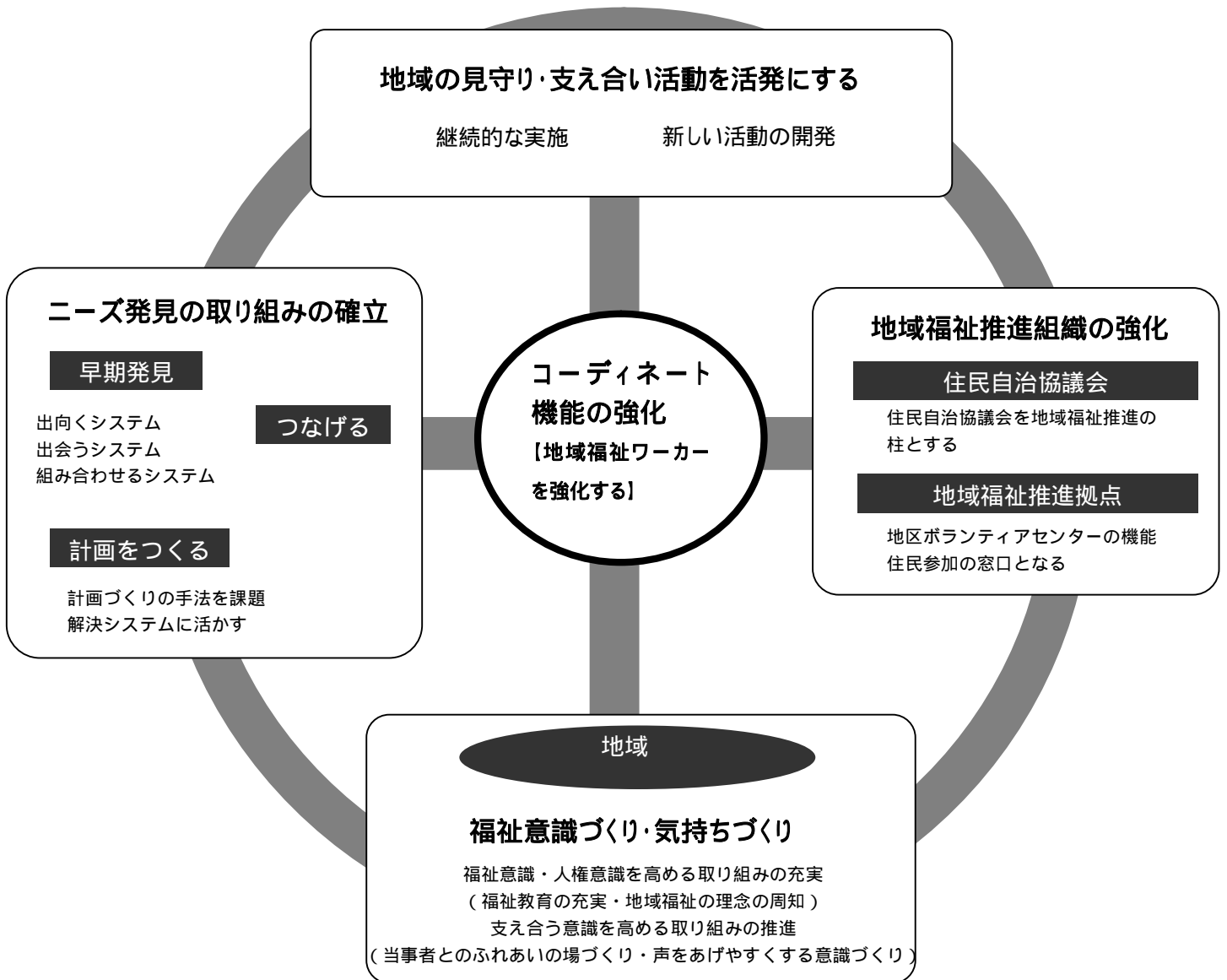
基本目標 3 地域福祉を推進するための基盤をつくる

大切な視点		
<p>地域のニーズに応じた活動を展開する基盤づくりを推進するためには、地域の課題を早期に発見する仕組みや、発見した課題が解決につながる仕組みが必要です。基本目標3では地域において地域福祉を推進する基盤として住民自治協議会を位置づけ、地区地域福祉活動計画の策定や地区における地域福祉推進拠点づくりを通じて基盤を強化していくことを大切な視点としました。</p>		
指標項目	現状値（H21）	目標値（H27）
地区地域福祉活動計画の策定地区数	14 地区	32 地区
地域福祉推進拠点の整備	10 地区	32 地区
近所で助け合える関係のある人の割合 (まちづくりアンケート)	21.5%	25%～50%
ボランティア活動に参加したい人の割合 (まちづくりアンケート)	54.7%	70%以上



展開のイメージ図

地域福祉を推進するための基盤をつくる



1 自ら地域で見つけ、きっかけをつくる

地域の特性に応じて地域福祉を進めていくためには、地域に根ざして課題やニーズを見つけて多様な取り組みにつなげ、推進できることが大切です。

現在の取り組み状況とその課題

ボランティアグループやNPO法人などでは、それぞれの立場で課題やニーズに沿って、さまざまな活動を開発し実行しています。

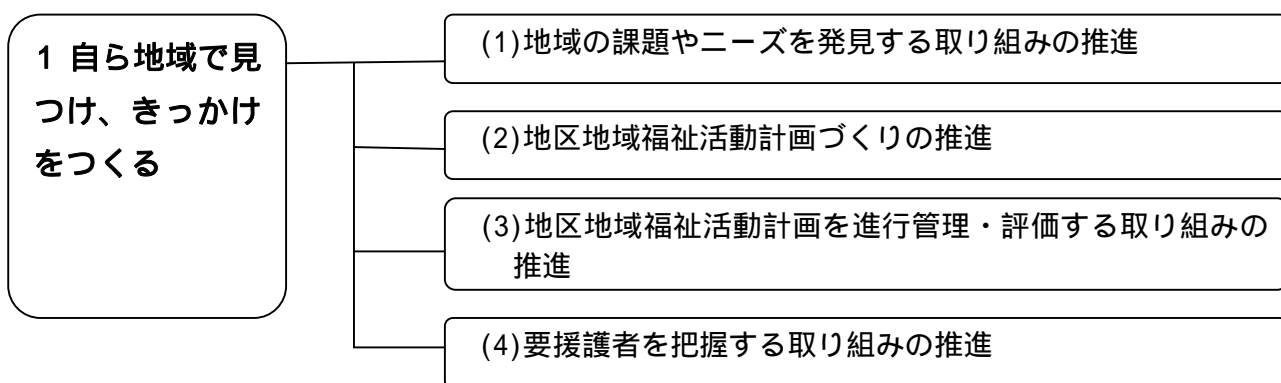
住民自治協議会等でも、地区の課題やニーズをさまざまな活動につなげてきました。

近年では、地区として取り組むべき課題やニーズを明らかにするため、小地区での福祉懇談会を開催している地区が増えてきています。

地区の課題やニーズに応じた支え合い活動を推進するための実施計画である「地区地域福祉活動計画」策定の取り組みに着手する地区も増えてきています。

地域の課題やニーズを発見する取り組みの手法においては、交流の場に参加できない人や福祉懇談会や意識調査の実施のみでは把握しにくい少数者の問題を把握することが必要となっています。

これからの取り組み方向



(1) 地域の課題やニーズを発見する取り組みの推進

地区の課題やニーズに応じた支え合い活動が展開できるよう、地域に密着してニーズを発見する取り組みを推進します。また、福祉懇談会や意識調査の実施のみでは把握しにくい一人ひとりの生活課題についてもその把握に努めます。

項目	内容	担い手
問題を見つけ、話し合う場づくり	福祉懇談会、福祉マップづくり、アンケート等を通じて地域の課題を出し合う機会やその解決策を話し合う場を設けることが必要です。 福祉懇談会等の実施のみでは把握しにくい生活課題についても、既存の自宅訪問活動等と組み合わせるなど、工夫して把握することが必要です。 民生・児童委員、主任児童委員、福祉推進員、「地域福祉よらず相談」の担い手等は、連携を密にとり、プライバシーに配慮した上で、日常的な相談支援活動を通じて、福祉懇談会等の実施のみでは把握しにくい生活課題やニーズを把握し、解決策の話し合いの場に参加することが必要です。	住民
	プライバシーに配慮した上で、福祉サービスの提供を通じて把握した課題やニーズを活かし、解決策の話し合いの場に参加することが必要です。	福祉サービス事業者
発見の取り組みを支援	地域の課題やニーズを発見する手法や先進事例等の紹介等を支援します。	市社会福祉協議会(地域福祉課) 市(厚生課及び関係課)

(2) 地区地域福祉活動計画づくりの推進

地区の支え合い活動を計画的に推進するために、地区の実施計画を策定します。

項目	内容	担い手
「まちづくり計画」との一体的策定	地区の課題・ニーズに応じた支え合い活動を計画的に推進するための実施計画として、多様な住民の参加によりつくる地区地域福祉活動計画を地区のまちづくりの構想ともいえる「まちづくり計画」と一体的に策定することが必要です。	住民

地区地域福祉活動計画づくりの支援	地区地域福祉活動計画づくりに参画することが必要です。	福祉サービス事業者
	策定方法等の情報提供、経費の補助、職員の派遣等により、地区地域福祉活動計画づくりを支援します。	市(厚生課及び関係課) 市社会福祉協議会(地域福祉課)

(3) 地区地域福祉活動計画を進行管理・評価する取り組みの推進

地区において策定された地域福祉活動計画を多様な住民の参加により進行管理・評価する取り組みを推進します。

項目	内容	担い手
多様な住民参加による進行管理・評価の実施	地区地域福祉活動計画を、地区のまちづくりの構想ともいえる「まちづくり計画」と一体的に位置づけ、多様な住民の参加により取り組むことが必要です。 多様な住民等の参加により地区地域福祉活動計画の評価を行うことが必要です。	住民
進行管理・評価への参画	地区地域福祉活動計画の進行管理・評価に参画することが必要です。	福祉サービス事業者
進行管理・評価の支援	進行管理・評価方法等の情報提供、職員の派遣等により、地区地域福祉活動計画の進行管理・評価を支援します。	市社会福祉協議会(地域福祉課) 市(厚生課)
側面的支援の実施	住民自治協議会等の地区の支え合い活動の担い手に対して、地区地域福祉活動計画に関する情報を提供する場を設けます。 長野市ホームページに地域福祉計画に関するページを作成し、各地区において策定された地区地域福祉活動計画や取り組み状況を広く周知します。	市(厚生課)

(4) 災害時要援護者を把握する取り組みの推進

高齢者や障害者など、避難等災害時の一連の行動に支援を必要とする災害時要援護者を把握するために、日頃から適切かつ漏れのない災害時要援護者情報を収集・管理する体制を構築します。

項目	内容	担い手
日常的な見守り活動の実施	見守り活動等を通じて、要援護者が地域のどこに、どのように暮らしているのかを、適切に把握することが必要です。 民生・児童委員、主任児童委員、福祉推進員等の担い手等は、プライバシーに配慮した上で、引き続き日常的な見守り活動や相談支援活動等に積極的に取り組み、要援護者情報の把握に努めることが必要です。	住民
災害時要援護者情報の整理・管理	個人情報に配慮し、災害時要援護者情報の適切な管理をする上で、災害時に備え地域における日常的な見守り活動や相談支援活動等の取り組みに積極的に協力することが必要です。	福祉サービス事業者
災害時要援護者情報の提供	適切かつ漏れのない災害時要援護者情報を収集・管理するため、各担当課が保有している要援護対象者の情報を集約して作成した「災害時要援護者リスト」を定期的に更新します。	市(厚生課、市民活動支援課・27支所及び高齢者福祉課)

2 学び合い、認め合い、わかり合う活動を充実する

地域福祉を推進し、共に生きる地域社会をつくるためには、多様な住民同士のふれあいやコミュニケーションなどを通じて、住民一人ひとりの相違や共通性を理解し合ったり、お互いの大切さや人権を尊重する心を培うなど、住民としての意識を高めることが大切です。

現在の取り組み状況とその課題

「社会福祉大会」や「人権を考える市民の集い」など各種の事業が地域で取り組まれてきています。

障害のある住民との交流による相互理解を目的とした「ふれあいまつり」、外国

籍の住民への理解を深める「異文化理解講座」の開催など、分野・内容別に全市レベルでの取り組みも行なわれています。

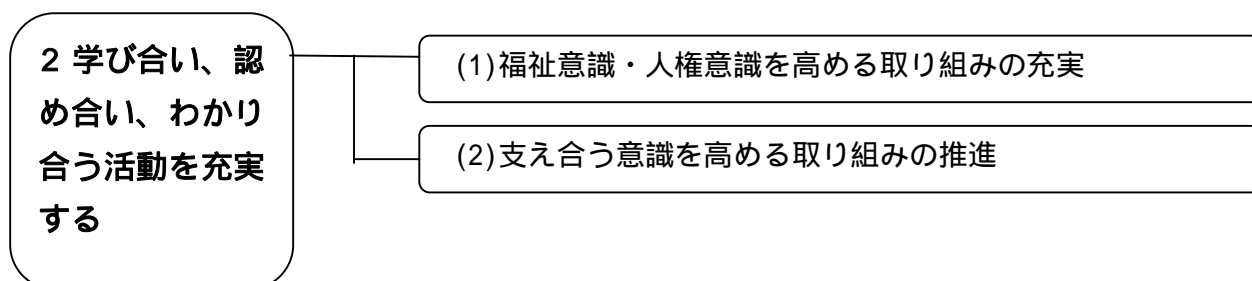
地域福祉を推進するには、さまざまな学習機会に加え、実際の交流や支え合い活動を通じて、福祉意識・人権意識を持ち、差別や偏見をなくすことが求められています。

少子・高齢社会の進行や経済の低成長、家庭や地域社会での人と人のつながりが薄くなってきています。

まちづくりアンケートでは、前回調査から6年を経過し、近所付き合いの程度がより希薄になったことなどが表れる結果となっています。

近所関係の醸成や、「支える意識」、「支えられる意識」の向上、そして、地域福祉の考え方の浸透が課題となっており、これらへの総合的な取り組み、環境・体制の整備が求められています。

これからの取り組み方向



(1) 福祉意識・人権意識を高める取り組みの充実

住民の相互理解を促進して差別や偏見を解消するために、福祉意識・人権意識を高める取り組みを充実します。

項目	内容	担い手
当事者とのふれあいの場づくりの推進	<p>世代間の交流や福祉体験教室の開催、地区行事等へのさまざまな当事者の参加を促進するなど、地区の交流機会、学習機会を充実することが必要です。</p> <p>「地域福祉推進会議」等を開催し、地域福祉に関する学習機会の場を設けることが必要です。</p> <p>人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養成するための研修会の開催、啓発活動を推進することが必要です。</p>	住民

講師の派遣等交流・学習の支援、推進	講師や指導者として職員の派遣、場の提供等により、地区の交流・学習の取り組みを支援することが必要です。 地域の学校へ地域福祉課題やニーズを伝え、地域に根ざした福祉教育を推進することが必要です。	福祉サービス事業者
地域学習の開発・提供	地域の学習の場の開発・提供等により、地区の交流・学習の取り組みを支援します。 福祉教育・ボランティア学習普及校の指定等により、福祉教育の推進を支援します。	市社会福祉協議会（地域福祉課）
福祉教育の推進・地区学習の活動支援	地域の課題やニーズに基づいて、小中学校等の福祉教育を推進します。 職員の派遣、情報の提供等により、地域の学習の取り組みを支援します。 講座の開催等により、研修会の開催、啓発活動を支援します。	市（厚生課、人権同和政策課、学校教育課及び生涯学習課）

（２）支え合う意識を高める取り組みの推進

支え合う意識を高める取り組みを推進します。

項目	内容	担い手
地域密着の取り組みの推進	より身近な単位でお茶のみサロン等を開催するなど、地域に密着した活動を展開することが必要です。	住民
地域福祉に関する意識向上への取り組み	地域の視点からわかりやすい施策や取り組みを展開します。	市（厚生課及び関係課） 市社会福祉協議会（総務課、地域福祉課及び介護保険課） 福祉サービス事業者
地域福祉の理念の周知	市政出前講座などを活用し、地域福祉に関する学習の機会を設け、地域福祉の考え方を周知します。	市（厚生課）

3 地域福祉を推進する人や組織、場や拠点、資金づくりを促進する

地域で支え合い活動を活発に展開していくためには、活動の担い手となる人や組織を育成し、活動の場や拠点、資金を確保し、活用できる環境を整えることが大切です。

現在の取り組み状況とその課題

民生・児童委員、主任児童委員は、住民の身近な相談・支援者として市内で 836 人が活動しています。

福祉推進員は、約 1,600 人で、地域福祉の推進役として、今後も継続して重要な役割を担うことが期待されています。

市社会福祉協議会では、ボランティアリーダー等の養成講座を開講しており、活動を企画・推進する人材育成を行なっています。

まちづくりアンケートの結果によると、福祉に関するボランティア活動へ参加したいと回答した人の割合が前回の回答割合を 7.5% 下回るなど、福祉ボランティア活動の促進が課題となっており、環境・体制の整備が求められています。

市内全 32 地区で住民自治協議会が設立され、今まで地区社会福祉協議会が担っていた推進基盤の役割についても、住民自治協議会へ移行されていくことが期待されます。

地域福祉における推進基盤の役割をより発展的に果たすことができるよう、住民自治協議会の組織が充実・強化されるような支援をしていく必要があります。

今後は住民自治協議会と地域福祉ワーカー、民生・児童委員等の地域福祉の関係者が連携・相互補完することにより、一体的かつ効果的な地域福祉が展開されるような支援が必要です。

地区のボランティア活動拠点があるのは、27 か所の支所のうち 10 か所にすぎず、今後、地域福祉の取り組みの場や拠点として確保していく必要があります。

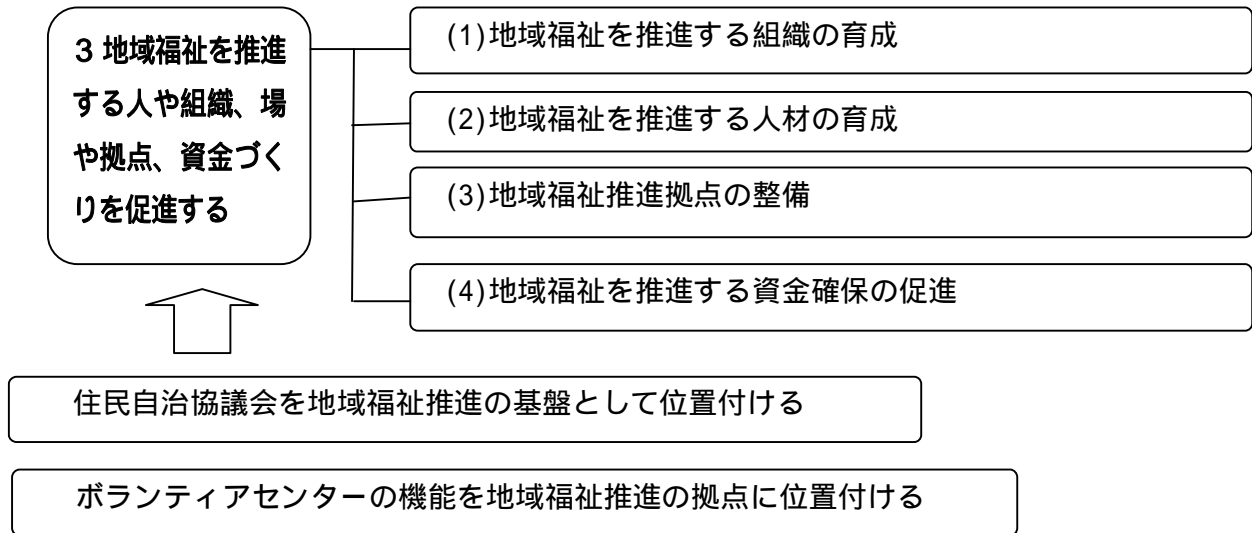
市は、支え合い活動等の資金として「地域いきいき運営交付金」、「地域やる気支援補助金」などの住民自治協議会に対する財政支援を行っています。

市社会福祉協議会でも「長野市ボランティア活動振興基金」をもとに資金援助を行っているほか、資金や必要機材などの資源を提供、ボランティアや市民活動を支援する取り組みも始まっています。

地区においては、広告収入やコミュニティービジネス手法を利用した資金確保を実施することは現在のところ難しい状況ですが、今後資金が十分確保されるよう

な仕組みが必要となっています。

これからの取り組み方向



(1) 地域福祉を推進する組織の育成

地区の支え合い活動を継続的に推進するために、活動の推進基盤となる住民自治協議会を充実・強化します。

項目	内容	担い手
住民自治協議会の基盤強化	ボランティアや福祉サービス事業者等を組織に加えるなど、住民自治協議会を支え合い活動の推進基盤となる組織として強化、再編することが必要です。	住民
	住民自治協議会組織に積極的に参画することが必要です。	福祉サービス事業者
	住民自治協議会等との連携関係を深め、住民自治協議会組織の強化・再編を支援します。	市社会福祉協議会（地域福祉課） 市（都市内分権課及び厚生課）
	住民自治協議会連絡会等を開催し、住民自治協議会内部の情報交換や連携が促進されるよう働きかけます。	市（都市内分権課）

(2) 地域福祉を推進する人材の育成

地区の支え合い活動を継続的に推進するために、活動の担い手を育成します。

項目	内容	担い手
人材発掘・育成の推進	支え合い活動の担い手を養成する講座の開催、課題・ニーズに合わせた人材バンクづくりなど、活動の担い手となる人材の発掘・育成を推進することが必要です。	住民
ボランティアに参加する機会の充実	具体的なボランティア情報の発信や気軽に参加できるメニューの開発など、多様な手法によりボランティアに参加する機会を設けることが必要です。	
コーディネートの実施	地域に根ざしてボランティアのコーディネートを円滑に実施するため、「地域福祉ワーカー」を配置することが必要です。	
人材育成への参画	専門的な知識や技術を活かし、人材を育成することが必要です。また、住民の開催する支え合い活動の担い手を養成する講座に参画することが必要です。 地域貢献に関する独自の取り組みを開発することが必要です。	福祉サービス事業者
人材養成、育成	支え合い活動の担い手やそのリーダーを養成する講座を開催するとともに、活動の担い手に対する相談支援体制の整備等により、人材育成を支援します。	市社会福祉協議会（地域福祉課）
	公民館活動等と連携した人材育成講座の開催や全市民を対象とした市民活動入門講座の開催等により、人材の発掘・育成を推進します。 必要な情報の提供等により、活動の担い手となる人材の発掘・育成の取り組みを支援します。	市（厚生課、都市内分権課、市民活動支援課及び生涯学習課）
担い手の交流の場	各地区の支え合い活動の担い手や、福祉サービス従事者、当事者など多様な住民が集い、地域福祉の考え方を共有するために、「地域福祉推進セミナー」を開催します。	市社会福祉協議会（地域福祉課） 市（厚生課）

地域福祉ワーカーへの支援	<p>「地域福祉ワーカー」の専門性を確保するため、地域福祉ワーカーの養成及びケアするための研修・支援体制を充実します。</p> <p>住民自治協議会連絡会等の開催や各地区に配置された地区活動支援担当や支所等を通じて、支え合い活動が展開しやすい環境を整えます。</p>	<p>市社会福祉協議会（地域福祉課）</p> <p>市（厚生課都及び市内分権課・市民活動支援課・27支所）</p>
--------------	---	---

（３）地域福祉推進拠点の整備

「地域福祉よろず相談」の場、「地域福祉ワーカー」の活動拠点、地区の情報収集・発信拠点となるとともに、支え合い活動の担い手等が気軽に集い、打合せや作業等に使うことができるなど、ボランティアセンターの機能*を備えた地域福祉推進拠点を各地区に整備します。

項目	内容	担い手
地区の地域福祉推進拠点づくり	地域福祉推進拠点づくりに参画するとともに、地区の拠点として地区地域福祉活動計画等に位置づけるなど、広く住民が利用できる活動拠点とすることが必要です。	住民
地域福祉推進拠点の整備	地域福祉推進拠点の運営方法等に関する情報の提供、各地区のネットワーク構築などにより、地域福祉推進拠点づくりを支援します。	市社会福祉協議会（地域福祉課）
	市有施設の活用により地区の地域福祉推進拠点を整備します。	市（厚生課及び関係課）

（４）地域福祉を推進するための資金確保の促進

さまざまな地域福祉の取り組みが推進できるよう、必要な資金の確保を促進します。

* ボランティアセンターの機能

ボランティアセンターに必要な6つの機能として、ボランティア・市民活動の情報収集、整理、提供、発信、支え合い活動の普及、啓発、各種相談、ボランティア活動の相談、登録、調整、地区のニーズに対応した活動プログラムの開発、活動支援、講座等の学習の企画実施、地域における分野を超えたネットワークづくり、出会い交流の場づくりが挙げられます。

項目	内容	担い手
自主財源の確保	<p>支え合い活動を推進するために、会費、募金、寄付などによる独自財源を確保することが必要です。</p> <p>地区の取り組み等を周知することにより、財源確保に向けた理解の促進を図ることが必要です。</p>	住民
財源確保の支援・研究	<p>「地域いきいき運営交付金」、「地域やる気支援補助金」などにより、財源の確保を支援します。</p> <p>地域が支え合い活動の内容を自主的に企画することができる補助金または交付金の形態の導入や、住民自治協議会等の法人化の研究をします。</p>	市（厚生課、都市内分権課及び高齢者福祉課）
	<p>寄付意識の醸成を促進するとともに、活動の趣旨や内容に応じた経費の補助、企業や団体等によるさまざまな助成金情報の提供等により、財源の確保を支援します。</p>	市社会福祉協議会（地域福祉課）